

議会運営委員会記録

招 集 年 月 日	平成29年2月24日(金)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午前9時30分
出 席 者	委員長 大橋 昭太郎 副委員長 藤田 洋一 委 員 福田 淑子 委 員 櫻井 功紀 委 員 我妻 薫 委 員 橋本 四郎 委員外議員 副議長 平吹 俊雄 議長 吉田 眞悦
欠 席 者	
職務のため出席した者の職氏名	総務課長 伊勢 聡 企画財政課長 佐々木 義則 議会事務局長 吉田 泉 次長 佐藤 俊幸
協 議 事 項	美里町議会3月会議について 1) 議事について 2) 一般質問の発言順序について 3) 会議の期間及び議事日程について 4) 陳情、要請等及び議員発議
そ の 他	
閉 会	午前11時58分

2号様式 協議の経過

<p>吉田事務局長</p>	<p>おはようございます。 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。 委員長お願いいたします。</p>
<p>大橋委員長</p>	<p>どうも御苦労さまでございます。 大変に寒暖の差が大きくなっております。春先特有の強い風も連日のように吹いているところでございますが、体調には万全を期して3月会議に臨んでいただきたいと思います。そういったようなことで今日の協議よろしくお願いいたします。 当委員会全員出席ですので委員会は成立しております。副議長には委員外議員として参加していただいております。 それでは早速、議長からの諮問ということで行政報告から説明お願いいたします。 どうぞ、そちらから提案して。</p>
<p>伊勢総務課長</p>	<p>おはようございます。 本日は3月会議に当たりまして議会運営委員会を開催していただきありがとうございます。 本議会におきましても御指導、御助言等をよろしくお願い申し上げます。 説明に入ります前に議案書2ページにわたりまして訂正がございますので、その辺を初めに御説明させていただきたいと思います。 正誤表をまずもってお配りさせていただきたいと思います。 議案書の1ページの第2条の表がございます。表の「位置」というところがございます。建物の場所でございますが、「宮城県遠田郡美里町牛飼字御蔵新田93番4」となっておりますが、正しくは「93番地4」と、「地」が入りますので。こちらの訂正をまずもってお願いしたいところがございます。 次に349ページでございます。下水道事業会計のほうでございます。こちらの間違いでございますが、2番の営業費用の一番下(8)の下です。「営業利益」とございますが、まずもって「営業損失」の間違いでございます。「営業利益」と書いてございますが、正しくは「営業損失」でございます。 それで次に金額でございますが「」の減がありますが、この「」は無しが正しいものでございます。 次に4番の営業外費用、こちらの「経常利益」、こちらも正しくは「経常損失」でございます。 金額の方、こちらが「」付いてございますが、「」が無しでございま</p>

	<p>す。</p> <p>以上3カ所につきまして訂正をしたいので、よろしく申し上げます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。訂正分につきましては、</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでこの訂正方法は、</p>
伊勢総務課長	<p>それで訂正方法でございますが、まず1ページについてはシール対応をしたいと考えてございます。</p> <p>それから349ページにつきましては、差替えをさせていただきたいと思っております。</p>
大橋委員長	<p>そうすると、いつの時点で、</p>
伊勢総務課長	<p>本会議二日目の朝に、こちらの議員控室で作業をさせていただきたいと思っております。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それではそのようにお願いしたいと思います。</p>
伊勢総務課長	<p>それではあと、行政報告のほうから順に説明をさせていただきたいと思っております。着座させて説明させていただきます。</p> <p>それでは行政報告のほうから御説明申し上げます。行政報告につきましては2点でございます。</p> <p>1点目でございますが、美里町の空間放射線量等の測定結果について御報告申し上げるものでございます。平成28年度美里町議会12月会議で報告した以降の平成28年12月1日から平成29年1月31日までの最新の空間放射線量等の測定結果を御報告申し上げます。</p> <p>2点目でございます。平成29年4月1日の組織改編及び部署の配置移動について御報告申し上げます。震災復旧対策室及び商工観光室を廃止するものといたします。また、中央コミュニティセンター1階の産業活性化戦略室を南郷庁舎の産業振興課内に移動いたします。これに伴いまして農業委員会事務局を現在の農業委員会会長室へ。農業委員会会長室を現在の101会議室へ移動することといたします。</p> <p>以上、行政報告2点について、でございます。</p>
大橋委員長	<p>何かございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>福田委員。</p>
福田委員	<p>口頭だけになるんですか。</p>
大橋委員長	<p>課長、口頭だけになるかということです。</p>
伊勢総務課長	<p>はい。口頭ですね。</p>

大橋委員長	前に配置換えなんかのときに表がなかったらどうか。表をもらったような気がするんだけど。
伊勢総務課長	調べてみますと、有る場合と無い場合があります。 実は、今回の移動につきましては、今お話ししたように産業活性化戦略室を産業振興課内に。それでそのふえた分、狭くなるということで農業委員会の事務局を現在の会長室に。会長室は産業振興課の向いに 101 会議室という小さい部屋でございますが、そちらのほうに移動するというので、わかると思うので。そういう説明でございます。
大橋議員長	櫻井委員。
櫻井委員	そしてその産業振興課の部屋は空き部屋になるの。
伊勢総務課長	それで活用につきましては今、子ども家庭課なんかで、よくいろんな申請手続を玄関入りまして空いているフロアでやっているんですが、そういったものの相談部屋に使うとか、常時対応に使う部屋にしたいと考えております。
大橋委員長	福田委員。
福田委員	私たち、そういった説明、一回説明されても、また聞き返さないとわからないと思うのね。もし、できるのであれば出してもらったほうがわかると思うんですけども。 口頭説明だけで今理解しないから。 じゃ、こうなるの、という話になるので、その辺は。
櫻井委員	今の関連で。
大橋委員長	櫻井委員。
櫻井委員	どうせ4月の人事配置、人事関係だけど、見取り図にちゃんとなるよね。各課の机の配置図。配るよね。
伊勢総務課長	そうですね、議員さんにお渡しているやつ。
櫻井委員	うん、もらえる、きているね。それにプリントなるでしょう。ちゃんと何課、何課とこう・・・
伊勢総務課長	職員の配置は載せていただきますけども。
福田委員	4月初めにね、配置換えがいろいろあると思うんですけども。職員も合わせた図が配られるということで、そのときでよろしいです。
大橋委員長	あともう一つ。後から出てくると思うんだけど、理美容の関係の、向こうの施設の充実の部分出てくると思うんだけど。 そっちの今、下にいる担当の人たちが向こうに移動するということはないの。(「館長」の声)あの何だ、遺跡・・・
伊勢総務課長	郷土資料館は特別、人の移動はございません。

	<p>(「あれ、館長は」の声)</p> <p>館長を置くことができるということで、常時いるとかいないとか、そういうことではないと思います。</p>
大橋委員長	<p>いや、それが例えば向こうのほうを充実させようとか、いつでも見られるとかという形になれば、そっちも向こうで作業をする形になるんでないかなというふうに感じたんだけども。</p>
伊勢総務課長	<p>作業をする場合もあるかもしれませんが、一応、今、保管とか展示をするということで、あと求めに応じてオープンするという形。</p> <p>(「常設ではないの」の声)</p> <p>常には見られるようには当然しておくように整備はしますが。</p>
大橋委員長	<p>言っているのは、向こうに例えばこっちから移動することによって、結局その管理も一緒にやる形になるんでないかなと感じたもんだからね。</p> <p>作業も行える、施設の全体の管理も行えるということになれば、あそこ地下にいることはないんでないかと思うわけ。</p> <p>(「ちがう」の声)</p> <p>地下ではないんですか。</p>
伊勢総務課長	<p>地下ではありません。図書館のほうにあります。</p>
大橋委員長	<p>図書館にね。</p>
伊勢総務課長	<p>文化財係は図書館にいます。</p>
大橋委員長	<p>作業だけ地下でやっているんだっけ。</p>
伊勢総務課長	<p>作業は、必要なときに子ども家庭課の隣で。</p> <p>(「一応、休憩でお願いできますか」の声)</p>
大橋委員長	<p>はい、わかりました。大丈夫です。</p> <p>では、そこは今までどおり変えるつもりはないわけね。</p>
伊勢総務課長	<p>そうです。</p>
大橋委員長	<p>はい、わかりました。</p> <p>ほかにありますか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは次に入っていただきたいと思います。</p>
伊勢総務課長	<p>それでは議案のほう説明をさせていただきます。</p> <p>議案書の1ページをお開き願いたいと思います。議案第57号、美里町郷土資料館条例について御説明申し上げます。</p> <p>現在、整備を進めております旧宮城理容美容専門学校の1階フロア部分に、町が保管している考古資料、民族資料、文書資料等の郷土の歴史に関する資料を収蔵し展示するための資料館として活用するため、美里町郷土</p>

	<p>資料館を設置することといたしました。この美里町郷土資料館を設置するに当たり必要な事項を条例で定めるものであります。</p> <p>詳細につきましては本会議におきまして教育委員会から御説明を申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それじゃ次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>3ページでございます。</p> <p>議案第58号、美里町附属機関の議決方法に関する関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。</p> <p>附属機関の会議の議決方法については、各附属機関の設置等に関する条例において、出席委員の過半数で決する旨及び可否同数のときは議長が決する旨を規定しておりますが、議長が議決に加わることの可否についての規定はなく、その判断は各附属機関に委ねられている状況にあります。議長が議決に加わらないことを明確にするため、地方公共団体の議会の議決方法について規定する地方自治法(昭和22年法律第67号)第116条第2項の規定に倣い、関係する条例37本の整備を行うものであります。</p> <p>詳細につきましては本会議において総務課長から御説明申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
吉田議長	<p>ちょっと休憩して。</p>
大橋委員長	<p>暫時休憩します。</p>
	<p>休憩</p> <p>9:41</p> <p>再開</p> <p>9:44</p>
大橋委員長	<p>再開いたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>11ページでございます。</p> <p>議案第59号、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。</p> <p>現在、交通安全指導員は高齢化が進み人数も減少傾向にあります。また</p>

	<p>近年、指導員の出勤機会が増加し、その負担も増している状況となっております。町といたしましては今後の指導員の人数を確保しなければならないことを課題の一つとしており、その対応として報酬額を見直すものであります。</p> <p>詳細につきましては本会議において防災管財課長から御説明申し上げます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>この部分についてはこの指導隊からの要請なり、要望なりがあったのですか。</p>
伊勢総務課長	はい、ありました。
大橋委員長	<p>そのほかに何もなかった。</p> <p>例えば、よく消防団との対比を言われるんだけどもさ。</p>
伊勢総務課長	その辺は・・・
大橋委員長	退職金か。
伊勢総務課長	<p>直接聞いたものというか、中ではそういった話も出たかもしれませんが、私、よく知らないのです。</p> <p>これまでこの交通指導員、以前、退職金に準じたものがありましたが、規定上ないということで廃止した経過がございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>12ページでございます。</p> <p>議案第60号、美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。</p> <p>人件費に係る財政負担の軽減を図るため、引き続き平成29年4月1日から平成30年1月31日までの間、美里町長等の給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給与月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずるものであります。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>13ページでございます。</p> <p>議案第61号、美里町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。</p> <p>人件費に係る財政負担の軽減を図るため、引き続き平成29年4月1日か</p>

	<p>ら平成 30 年 1 月 31 日までの間、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例により在職する教育長の給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を減ずるものであります。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>（「はい」の声あり）</p> <p>この部分、前の町長もだけど合併当初からずっとだよ。</p>
伊勢総務課長	<p>そうですね。</p>
大橋委員長	<p>よろしいです。</p> <p>橋本委員。</p>
橋本委員	<p>60 号の中にも教育長があつて、ここにもまた教育長があるんだよね。60 号にあるでしょう。61 号にもあると。</p>
大橋委員長	<p>総務課長。</p>
伊勢総務課長	<p>現在の教育長につきましては、旧教育長制度の教育長でございます。教育委員の中から互選により教育長が任命されているわけでございますが、こちらの第 60 号につきましては、新しい教育長制度の場合には 60 号の適用になりますが、美里町の場合、教育長はまだ旧制度の教育長でございますので、このような形で条例の改正を提案させていただくものでございます。</p>
大橋委員長	<p>暫時休憩いたします。</p>
	<p>休憩</p> <p>9 : 49</p> <p>再開</p> <p>9 : 50</p>
大橋委員長	<p>再開いたします。</p> <p>次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>14 ページでございます。</p> <p>議案第 62 号、美里町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。</p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 360 号）が平成 28 年 11 月 28 日にそれぞれ公布され、原則として公布の日から施行されたことに伴い、軽自動車</p>

	<p>税環境性能割の導入時期及び法人町民税法人税割の税率改正の実施時期を平成 31 年 10 月 1 日まで延期し、並びに個人住民税における住宅ローン減税措置の適用期間を平成 33 年 12 月 31 日まで延長するため、所要の改正を行うものであります。</p> <p>詳細につきましては本会議において税務課長から御説明申し上げます。 以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>何かございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>これは実施時期なんかは延長されたことによって、前に戻すという考え方ですか。</p> <p>一回改正になったのではなかったか。</p>
佐々木企画財政課長	<p>改正になって、その施行時期が 29 年 4 月 1 日からとなった。それが 31 年 10 月 1 日に延期されるということで。素案では 29 年度からの予定だったわけですけども。</p> <p>ですから今の変更されたのがそのまま、31 年 10 月まで延びると。</p>
大橋委員長	<p>ということになるわけね。</p>
伊勢総務課長	<p>改正されたのが、施行される前にまた改正になったということです。</p>
大橋委員長	<p>そういうことだよ。一回変えていたものをまた戻す感じだけど。</p> <p>資料を見ていて、どういうことなんだということ。</p> <p>ちょっとわからないんだけど、例えば軽自動車税なんかの税の環境の部分については、改正されたということでもいいんですね。</p> <p>その部分は言ったのか。改正されているから、もう、すでに実施されているということかな。</p>
伊勢総務課長	<p>今の委員長のこの質問に対しては委員長さん、おっしゃったとおりで。</p>
大橋委員長	<p>ああ、そうですか。なんだか難しいよね、この資料見ていて。</p> <p>55 ページの括弧、「軽自動車税のみなす課税」なんですか。みなし課税とかというのとは違うわけね。みなす課税、なんだかよくわからないけど、この辺。という表記でいいわけね。どうなんだろう。</p>
我妻委員	<p>47 ページからずっと。</p>
大橋委員長	<p>ずっとか。</p> <p>(「みなす、みなし、みなし課税って」の声)</p> <p>いや、表記としてさ。訛っているのかな。</p> <p>みなす課税でいいのかな。</p> <p>(「みなし課税でないの」の声)</p> <p>一般的にみなし課税だよな。でも、みなす課税…。</p> <p>(「確認しておいたほうがいい」の声)</p>

	<p>はい。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(「ありません」の声)</p> <p>それじゃ、次にいってください。</p> <p>あ、いいですか、この部分。</p> <p>(「はい。結構です」の声)</p>
伊勢総務課長	<p>それでは 22 ページでございます。</p> <p>議案第 63 号、美里町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。</p> <p>出来川自転車等駐車場は、小牛田駅前自転車等駐車場の設置以来、利用者数が減少し、近年は利用者が無い状態となっております。JR 小牛田駅に隣接し利便性が高い小牛田駅前自転車等駐車場の設置により、出来川自転車等駐車場はその役割を終えたと判断したことから当該駐車場を廃止するものであります。</p> <p>詳細につきましては本会議において防災管財課長から御説明申し上げます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>櫻井委員。</p>
櫻井委員	<p>これは町有地になっているんですか。</p>
伊勢総務課長	<p>はい。</p>
櫻井委員	<p>町有地ね、貸借ではないんだな。</p> <p>何で今ごろ出てきた。とっくにやるべきだった。ずっと前から。常任委員会で指摘されたから。</p>
伊勢総務課長	<p>そこはちょっと・・・</p> <p>本当に使ってはいないですね。</p>
櫻井委員	<p>いいです。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>23 ページでございます。</p> <p>議案第 64 号、美里町母子健康センター条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。</p> <p>児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 63 号)が平成 28 年 6 月 3 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることにより、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の一部が改正され、同法に規定する母子健康センター及び母子保健施設の名称が母子健康包括支援センターに改</p>

	<p>められます。これに伴い、本町の母子健康センターの名称を法律上の名称に合わせて改めるものであります。</p> <p>詳細につきましては本会議において健康福祉課長から御説明申し上げます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>では、その次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>24 ページでございます。</p> <p>議案第 65 号、美里町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。</p> <p>介護保険法施行令の一部を改正する政令(平成 27 年政令第 425 号)が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、これまで一律 2 年とされていた介護認定審査会の委員の任期について、2 年を超え 3 年以下の期間で市町村が条例に定めることができるようになりました。介護認定審査会の委員には保健、医療または福祉に関する専門的な学識経験が必要とされることから再任される場合が多く、委員の任期を延ばすことにより介護認定審査会の安定した運営が考えられます。こうしたことから美里町介護保険認定審査会の委員の任期を 3 年と定めるものであります。</p> <p>詳細につきましては本会議において健康福祉課長から御説明申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>じゃ、次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>25 ページでございます。</p> <p>議案第 66 号、美里町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。</p> <p>個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号)が平成 27 年 9 月 9 日に公布され、一部の規定が平成 29 年 5 月 30 日から施行されます。これに伴い、地方公共団体が条例で定める事務について独自に個人番号を利用する場合においても、情報提供ネットワークを利用して他の地方公共団体等と情報連携することが可能となり、当該情報連携に係る記録の管理等については、法定の個人番号利用事務の情報提供等記録に係る規定が準用され、同様の取扱いがなされることとなります。このことから、本町の個人情報保護条例で規定する情報提供等記録の定義及び情報提供等記録を訂正した場合の取扱いに関する規定について、当該</p>

	<p>法律改正の内容を踏まえた改正を行うものであります。</p> <p>詳細につきましては本会議において総務課長から御説明申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは次、補正予算。</p>
伊勢総務課長	<p>議案第 67 号から議案第 73 号までにつきましては、企画財政課長から御説明申し上げます。</p>
佐々木企画財政課長	<p>企画財政課の佐々木です。今回もよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは議案第 67 号から御説明させていただきます。座って説明させていただきます。</p> <p>議案書 26 ページからになります。</p> <p>議案第 67 号、平成 28 年度美里町一般会計補正予算（7 号）について御説明させていただきます。</p> <p>予算本文第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,213 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101 億 2,773 万 8 千円といたしております。</p> <p>詳細につきましては事項別明細書のほうで御説明をさせていただきます。</p> <p>まず、歳出について御説明申し上げます。議案書 61 ページからになります。</p> <p>1 款議会費につきましては、165 万 3 千円減額いたしました。1 項議会費の議会費で 165 万 3 千円減額しております。</p> <p>次に 2 款総務費で 709 万 9 千円減額いたしております。議案書 64 ページになりますが、一般管理費の一般管理費職員人件費で退職手当組合負担金 276 万 9 千円追加しております。次に財産管理費のほうでは 66 ページになりますが、財産管理一般経費の中にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務委託料として 489 万 7 千円減額しております。こちらは今年度、高濃度の PCB の処分を予定しておりましたが、処分先の関係で今年度に処理することができなくなりました。ただ、低濃度の PCB の処理はできるということでその部分は処理し、高濃度につきましては来年度処分するということで今年度減額するものでございます。次に同じ科目のみやぎ総合家畜市場配水管布設工事負担金であります。1,312 万 8 千円追加しております。みやぎ総合家畜市場内の町有地の売払に際しまして、みやぎ総合家畜市場に給水する配水管の布設替えが必要であることから、その工事費用を水道事業会計に対し負担するものでございます。次に 72 ページのほうになります。</p> <p>2 項徴税費の賦課徴収費で滞納整理システムデータ連携業務委託料 684 万</p>

3千円減額しております。こちらは委託料の請差でございます。

次に3款民生費で1億460万8千円減額いたしております。議案書76ページの1項社会福祉費の社会福祉総務費で臨時福祉給付金645万円、次のページになります高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金1,257万円、障害者年金等受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金1,083万円それぞれ減額いたしました。給付についての金額が確定したことによるものでございます。次に80ページになります。高齢者福祉費で老人保護措置費845万3千円減額しております。次に82ページ、上段になりますが、国民健康保険費で国民健康保険特別会計繰出金2,558万4千円減額しております。同じページの介護保険費につきましては介護関連施設整備事業補助金374万6千円を追加し、介護保険特別会計繰出金1,314万6千円減額しております。介護関連施設整備事業補助金につきましては新規の事業ということで、資料といたしまして実施計画書のほうも提出させていただいております。資料については70ページのほうです。内容につきましては介護施設の安全安心を確保するためにスプリンクラーを整備する施設に対し補助をするものでございます。次に84ページ、2項児童福祉費の児童措置費で非被用者3歳未満児童手当237万円、3歳以上小学校修了前児童手当253万円それぞれ減額いたしました。児童医療福祉費のほうに子ども医療扶助費で913万1千円追加いたしました。こちらはインフルエンザ等がかなり多く発生したことにより不足が見込まれるための追加でございます。次に保育所費で小牛田保育所保育士報酬478万円、次のページになりますが、なんごう保育園保育士報酬412万7千円、それから小牛田保育所分園改修工事請負費563万8千円それぞれ減額しております。保育士の報酬につきましてはハローワーク等も利用し保育士確保に努めてまいりましたが、当初予定どおり雇用できなかったため減額するものでございます。分園の工事につきましては当初、大規模改修を予定しておりましたが、平成29年度に児童福祉施設の長寿命化計画を策定することとしたため、安全安心確保のための必要な改修工事に揃えまして実施することに変更したため減額するものでございます。

続きまして88ページ、4款衛生費で740万3千円減額いたしました。1項保健衛生費の保健衛生総務費に大崎市民病院救命救急センター運営費負担金430万円追加いたしました。次に90ページの予防費のほうでは定期予防接種業務委託料501万6千円減額いたしました。次に92ページ、衛生費で浄化槽設置整備事業補助金505万円減額いたしております。次に2項清掃費の塵芥処理費にほだ木集積運搬業務委託料1,547万7千円追加いたしました。これは東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質汚

染廃棄物の処理方針が決まらない中、町内の数カ所で保管しているほだ木が腐食してきていることから、南郷第4地区農業集落排水処理施設内に集積し保管するものでございます。

続きまして94ページ、5款労働費に1,613万2千円追加いたしました。2項失業対策費の緊急経済・雇用対策費に緊急雇用創出事業臨時特例交付金精算返還金1,613万2千円追加いたしました。これは平成25年度に実施した緊急雇用創出事業において美里町コールセンター人材育成事業の契約を締結した株式会社D I Oジャパンに不適切な支出処理があったとして、厚生労働省の調査報告を受け実績報告書の修正を行ったところ、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の返還額の確定に伴い、宮城県に返還するものでございます。

次に6款農林水産業費に1億5,405万5千円追加いたしました。96ページになります。1項農業費の農業振興費で機構集積協力金交付金1,487万8千円減額いたしました。農地費に農業経営高度化支援事業補助金1億7,872万9千円追加いたしました。こちらは蛇沼向地区及び青木川地区の圃場整備事業の実施地区における農地の利用集積状況に応じて交付される促進費でございます。こちらが宮城県から割当内示がありました。これは圃場整備事業の受益者負担金を軽減するため、美里東部土地改良区に対して補助するものでございます。

次に98ページ、7款商工費で875万5千円減額いたしました。1項商工費の商工振興費で企業誘致奨励金748万3千円減額いたしております。

次に100ページ、8款土木費で5,237万1千円減額いたしました。2項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費で測量調査設計業務委託料407万6千円、道路橋りょう改修工事請負費1,900万それぞれ減額いたしました。道路改良費で道路改良工事請負費926万円減額いたしました。いずれも国の社会資本整備総合交付金が減額されたことによるものでございます。

次102ページ、4項都市計画費の公共下水道費で下水道事業会計公共下水道事業補助金473万円減額いたしております。5項住宅費の住宅管理費で志賀町住宅駐輪場設置工事請負費842万4千円減額いたしました。駐輪場の設置場所について年度内に確定し設置することが難しくなったことから減額するものであります。施設を利用する住宅入居者との協議が整い次第、あらためて進めていくことといたしております。

9款消防費で877万4千円減額いたしました。104ページになります。1項消防費の災害対策費で戸別受信機設置補助金660万円減額いたしました。

10款教育費で2,166万2千円減額いたしました。106ページになります。

1 項教育総務費の事務局費に退職手当組合負担金 455 万 8 千円追加いたしました。次に 108 ページ、3 項中学校費の学校管理費で学校再編に向けた施設整備事業費検討比較調査業務委託料 108 万円、不動堂中学校校庭改修工事請負費 163 万 4 千円それぞれ減額いたしました。114 ページまで省略いたします。5 項社会教育費の文化会館費で、舞台吊物ワイヤー交換工事請負費 187 万 9 千円減額いたしました。

次のページの 116 ページになります。6 項保健体育費の体育施設費で南郷球場施設管理費のグラウンド改修工事請負費 307 万 4 千円、学校給食費で中学校給食事業総務費の賄材料費 227 万 5 千円それぞれ減額いたしております。

次に歳入について御説明申し上げます。

議案書 44 ページからになります。1 款町税に 827 万 3 千円を追加いたしました。1 項町民税の法人に法人町民税法人税割 1,029 万 5 千円追加いたしました。

次に 11 款分担金及び負担金で 77 万円減額いたしました。2 項負担金の民生費負担金で老人施設入所措置費負担金 78 万 1 千円減額いたしております。

12 款使用料及び手数料で 770 万 7 千円減額いたしました。1 項使用料の総務使用料で現年度分の小牛田駅東駐車場使用料 584 万 6 千円減額いたしております。

次に 46 ページ、13 款国庫支出金で 5,699 万 3 千円減額いたしました。1 項国庫負担金の民生費国庫負担金で児童手当負担金 368 万 6 千円減額いたしました。次の 48 ページ、2 項国庫補助金の民生費国庫補助金で臨時福祉給付金事業補助金 810 万 2 千円、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金 2,340 万 5 千円それぞれ減額し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に 374 万 6 千円追加いたしました。土木費国庫補助金で道路橋りょう維持費補助金の社会資本整備総合交付金 1,482 万円、道路新設改良費補助金の社会資本整備総合交付金 585 万 6 千円それぞれ減額いたしました。

次に 50 ページになります。14 款県支出金に 1 億 4,839 万 1 千円追加いたしました。1 項県負担金の民生費負担金で国民健康保険基盤安定負担金（軽減分）414 万 8 千円減額いたしました。2 項県補助金の農林水産業費県補助金で機構集積協力金交付金 1,487 万 8 千円減額し、次のページ 52 ページになりますが、農業経営高度化支援事業補助金 1 億 7,872 万 9 千円追加いたしました。圃場整備事業実施地区における農地の利用集積事業に対する補助金でございます。

次に 15 款財産収入で 3,098 万 8 千円減額いたしました。54 ページになりますが、2 項財産売払収入の不動産売払収入で町有地土地売払収入 2,593 万 9 千円減額いたしました。これは平成 28 年度に売り払いを予定しておりました旧中埠幼稚園跡地及び二郷字南八丁の町有地を平成 28 年度に売り払いできないことによるものでございます。

次に 16 款寄附金で 14 万円を追加いたしております。

次 17 款繰入金で 9,258 万 2 千円減額いたしました。2 項基金繰入金の財政調整基金繰入金で 2,791 万 5 千円、公共施設整備基金繰入金で 630 万円、東日本大震災被災者等復興支援基金繰入金で 680 万 5 千円、東日本大震災復興推進基金繰入金で 574 万 1 千円、次のページになりますが、合併振興基金繰入金で 2,400 万円、町営住宅整備基金繰入金で 1,020 万円それぞれ減額いたしました。目的基金減額等につきましては、事業確定等による減額でございます。財政調整基金の繰入金については財源調整により減額したものでございます。

次 58 ページ、19 款諸収入に 1,969 万 8 千円追加いたしました。4 項雑入の雑入に滞納整理システムデータ連携業務負担金 529 万 3 千円、宮城県後期高齢者医療療養給付費市町村負担金返還金 534 万 6 千円、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償金 537 万 4 千円、地方自治法派遣職員に係る給与等負担金 729 万 3 千円それぞれ追加いたしております。

次に 60 ページ、20 款町債で 2,960 万円減額いたしました。1 項町債の民生債で施設整備事業債 530 万円、社会福祉整備事業債 420 万円それぞれ減額いたしました。土木債で合併特例事業債 390 万円、公共事業等債 1,130 万円それぞれ減額いたしております。

次に予算本文第 2 条、繰越明許費の補正につきましては、議案書 36 ページになります。みやぎ総合家畜市場配水管布設工事負担金をはじめ、六つの事業におきまして平成 28 年度に事業が終了することができないことから平成 29 年度に繰り越しするものでございます。

予算本文第 3 条、債務負担行為の補正でございます。次の 37 ページになります。道路管理業務委託料につきまして債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

次の 38 ページ、予算本文第 4 条の地方債の補正につきましては農業農村整備事業の公共事業等債をはじめ 5 件についてそれぞれ限度額を変更し、施設整備事業債及び社会福祉施設整備事業債については廃止するものでございます。

以上一般会計の補正予算でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大橋委員長	よろしいですか。 (「はい」の声) これより暫時休憩いたします。
	休憩 10:28 再開 10:38
大橋委員長	再開いたします。 総務課長、それでは。
伊勢総務課長	それでは先ほど委員長から御質問ありました税条例の関係の資料編ですね。(「みなす」の声)そうですね、資料編の55ページ、第81条の表題です。軽自動車税のみなす課税、こちらの「みなす」はこのままで正しいということです。
藤田委員	47ページにもあるんだ。
我妻委員	47ページ、前項もそうだ。
吉田議長	「みなす」が正解。
藤田委員	同じだ。同じでしょう。
伊勢総務課長	同じです。
我妻委員	ここの関連だよね。
大橋委員長	ありがとうございました。 それでは次お願いいたします。
佐々木企画財政課長	それでは続きまして補正予算の説明をさせていただきたいと思います。 議案第68号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。 議案書119ページからになります。予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,903万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,785万6千円といたしました。今回の補正予算の主なものは被保険者数の減少等により保険給付費の減額、それに伴う療養給付費等交付金の減額及び保険財政共同安定化事業交付金の額の確定による減額等でございます。 詳細につきましては事項別明細書のほうで御説明を申し上げます。 まず歳出について、でございます。 議案書134ページ、135ページからになります。まず1款総務費で85万3千円減額しております。 次に2款保険給付費で5,210万5千円減額いたしました。1項療養諸費の退職被保険者等療養給付費で退職被保険者等療養給付費負担金5千万

円、退職被保険者等療養費で退職被保険者等療養費負担金 80 万円、審査支払手数料で診療報酬審査支払委託料 45 万 8 千円それぞれ減額いたしました。これは退職被保険者数の減少によるものでございます。次に 2 項高額療養費の一般被保険者高額療養費に一般被保険者高額療養費負担金 700 万円追加いたしました。これは高額療養費の増加に伴い一般被保険者高額療養費負担金に不足が見込まれることによるものであります。次に退職被保険者等高額療養費で退職被保険者等高額療養費負担金 500 万円減額しております。これは退職被保険者数の減少によるものでございます。

続きまして 139 ページに飛ばさせていただきます。7 款共同事業拠出金で 6,865 万 5 千円減額いたしました。1 項共同事業拠出金の高額医療費拠出金に 942 万 8 千円追加いたしました。これは平成 28 年度高額医療費拠出金の確定によるものでございます。保険財政共同安定化事業拠出金で 7,808 万 3 千円減額いたしました。こちら金額の確定によるものでございます。

次に 141 ページ。8 款保健事業費 746 万 3 千円減額いたしました。2 項特定健康診査等事業費で 702 万 3 千円減額いたしております。

次に歳入について申し上げます。議案書 131 ページになります。

3 款国庫支出金に 106 万 6 千円追加いたしました。1 項国庫負担金の療養給付費等負担金で 129 万 1 千円減額し、高額療養費共同事業負担金に 235 万 7 千円追加いたしております。

次に 4 款療養給付費等交付金で 5,580 万円減額いたしました。1 項療養給付費等交付金で 5,580 万円減額いたしております。

それから 6 款県支出金で 200 万 3 千円追加いたしました。1 項県負担金の高額療養費共同事業負担金に 235 万 7 千円追加いたしております。

次に 7 款共同事業交付金で 3,595 万 5 千円減額いたしました。1 項共同事業交付金の高額療養費共同事業交付金に 1,728 万 4 千円追加し、保険財政共同安定化事業交付金で 5,323 万 9 千円減額いたしました。

次に 133 ページ、9 款繰入金で 4,512 万 5 千円減額いたしました。1 項他会計繰入金で基盤安定繰入金 654 万円、職員給与費等繰入金 85 万 3 千円、出産育児一時金繰入金 168 万円、財政安定化支援事業繰入金 961 万 1 千円、特定健診事業繰入金 654 万 6 千円、乳幼児医療費助成事業運営強化繰入金 35 万 4 千円それぞれ減額いたしました。2 項基金繰入金で財政調整基金繰入金 1,954 万 1 千円減額いたしております。

次に 125 ページ、予算本文第 2 条、繰越明許費の補正につきましては、平成 28 年度に特定健康診査を受診した国民健康保険被保険者で特定健康指導を実施した 16 人の指導結果が、平成 29 年 5 月に出る見込みであることから、翌年度に繰り越しするものでございます。

	<p>以上、国民健康保険特別会計補正予算の内容となります。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。 （「はい」の声） じゃ、次お願いいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>次に議案第 69 号、平成 28 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。 議案書 142 ページからになります。 予算本文第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,297 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,010 万 1 千円といたしました。今回の補正予算は、特別徴収保険料の減額に保険料の徴収実績に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。 初めに歳出について御説明申し上げます。153 ページになります。 1 款総務費で 102 万 9 千円減額いたしました。1 項総務管理費の一般管理費で番号制度施行に伴う後期高齢者医療システム改修業務委託料 49 万 7 千円減額いたしました。 2 款後期高齢者医療広域連合納付金で 3,086 万 8 千円減額いたしました。 3 款保険事業費で 108 万 1 千円減額いたしました。1 項健康保持増進事業費の健康診査費で後期高齢者健康審査業務委託料 108 万 1 千円減額いたしております。 次に歳入について申し上げます。151 ページになります。 1 款後期高齢者医療保険料で 2,815 万 4 千円減額いたしました。1 項後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料で 2,948 万円減額いたしております。 3 款繰入金で 375 万 6 千円減額いたしました。1 項一般会計繰入金の事務費繰入金で 102 万 7 千円、保険基盤安定繰入金で 272 万 9 千円それぞれ減額いたしております。 5 款諸収入で 106 万 8 千円減額いたしました。2 項雑入で宮城県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金 108 万 1 千円減額いたしております。 以上、後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容となります。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。 （「はい」の声） それでは次、お願いいたします。</p>

佐々木企画財政課長	<p>議案書 154 ページになります。議案第 70 号、平成 28 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について説明を申し上げます。</p> <p>予算本文第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳出予算それぞれ 1 億 1,068 万 7 千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 3,113 万 8 千円といたしました。今回の補正の主な内容につきましては、これまでの実績を見込んだ保険給付費等の減額でございます。</p> <p>歳出の内容について御説明申し上げます。169 ページからになります。</p> <p>1 款総務費で 328 万 8 千円減額いたしました。1 項総務管理費の一般管理費で日常生活圏域ニーズ調査業務委託料 265 万 6 千円減額いたしております。</p> <p>2 款保険給付費で 1 億 409 万円減額いたしました。1 項介護サービス等諸費で地域密着型居宅介護サービス給付費負担金 7,500 万円、施設介護サービス給付費負担金 3,500 万円それぞれ減額いたしました。171 ページになります。2 項支援サービス等諸費の介護予防サービス給付費に介護予防サービス給付費負担金 1,400 万円追加し、地域密着型介護予防サービス給付費で地域密着型介護予防サービス給付費負担金 400 万円減額いたしました。次に 6 項、173 ページになります。特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス費で特定入所者介護サービス給付費負担金 500 万円減額いたしました。</p> <p>次に 4 款地域支援事業で 330 万 7 千円減額いたしております。2 項包括支援事業費・任意事業費で 319 万 4 千円減額しております。</p> <p>次に歳入について申し上げます。165 ページになります。</p> <p>1 款保険料に 459 万 7 千円追加いたしました。1 項介護保険料、第 1 号被保険者保険料に現年度分普通徴収保険料 405 万円を追加いたしました。</p> <p>3 款国庫支出金で 2,553 万 3 千円減額いたしました。1 項国庫負担金で介護給付費国庫負担金 1,139 万円減額いたしました。2 項国庫補助金で介護給付費調整交付金 1,193 万 2 千円減額いたしました。</p> <p>4 款支払基金交付金で 4,824 万 1 千円減額いたしました。1 項支払基金交付金で介護給付費支払基金交付金 4,820 万 9 千円減額いたしました。</p> <p>5 款県支出金で 2,330 万 1 千円減額いたしました。1 項県負担金で介護給付費県負担金 2,255 万 6 千円減額いたしております。</p> <p>次の 167 ページになります。7 款繰入金で 1,891 万 8 千円減額いたしました。1 項一般会計繰入金で介護給付費一般会計繰入金 1,301 万 2 千円減額いたしました。2 項基金繰入金で介護給付費準備基金繰入金 577 万 1 千円減額いたしました。</p> <p>以上、介護保険特別会計補正予算の内容となります。</p>
-----------	--

	<p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。 (「はい」の声) それでは次お願ひいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>議案第 71 号、平成 28 年度美里町水道事業会計補正予算(第 6 号)について御説明申し上げます。 議案書 176 ページからになります。 今回は収益的収支及び資本的収支についての補正予算でございます。 初めに第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収支の支出について御説明申し上げます。 議案書 182 ページになります。 1 款水道事業費用で 904 万 9 千円減額いたしました。1 項営業費用の 1 目原水及び浄水費に動力費として 260 万 2 千円、受水費 1,016 万 6 千円それぞれ減額いたしました。動力費につきましては、主に平成 27 年 2 月から浄水場に太陽光発電設備を導入しており電気料が減額したものでございます。また、受水費については大崎広域水道用水供給事業からの受水量が町の責任水量の範囲内になると見込まれるため、減額するものでございます。次に 4 目業務費に滞納整理システムデータ連携業務負担金 327 万 9 千円追加いたしました。これは平成 28 年度の一般会計の 9 月議会の補正予算におきまして滞納整理システムデータ連携業務委託料を補正しておりますが、その委託料にかかる水道事業会計の負担額が確定したことによる追加でございます。5 目総係費につきましては、人件費として退職手当組合負担金 195 万円追加しております。平成 29 年 3 月に退職する職員の負担金の追加によるものでございます。次に 7 目、議案書 184 ページになります。資産減耗費に低濃度 P C B 廃棄物処理業務負担金 42 万 1 千円追加いたしました。これは梅ノ木取水場にあります低濃度 P C B を含む変圧器 1 台分の処分費用の一般会計に対する負担金でございます。これらにより収益的支出合計を 7 億 4,749 万 1 千円といたしました。 次に第 3 条の予算第 4 条に定めた資本的収支の収入について申し上げます。議案書 186 ページになります。 1 款資本的収入に 1,172 万 4 千円追加いたしました。3 項工事負担金の 1 目工事負担金にみやぎ総合家畜市場配水管布設工事負担金 1,312 万 8 千円追加し、消火栓設置工事負担金 140 万 4 千円減額いたしました。みやぎ総合家畜市場配水管布設工事負担金の内訳につきましては布設管の布設工事費にかかる負担金 1,273 万 4 千円、設計にかかる負担金 39 万 4 千円となっております。これらにより資本的収入合計を 1 億 2,128 万 1 千円としてお</p>

	<p>ります。</p> <p>次に 188 ページの支出について申し上げます。</p> <p>1 款資本的支出に 1,273 万 4 千円追加いたしました。1 項建設改良費の 1 目排水設備費にみやぎ総合家畜市場配水管布設工事請負費 1,273 万 4 千円追加いたしました。これは県道小牛田・松島線に沿って施工延長およそ 106 メートルの配水管を布設し、みやぎ総合家畜市場に給水を行うものであります。これにより資本的支出合計を 3 億 870 万 9 千円といたしました。</p> <p>以上の補正に伴い、第 4 条の予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費について、職員給与費 124 万 1 千円追加し、5,464 万 8 千円に改めております。</p> <p>以上、水道事業会計の補正予算の内容でございます。</p> <p>よろしく願います。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>いいですか、続けて。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>願います。</p>
佐々木企画財政課長	<p>続きまして議案書 189 ページからになります。</p> <p>議案第 72 号、平成 28 年度美里町病院事業会計補正予算(第 4 号)について御説明申し上げます。</p> <p>今回は収益的収支についての補正予算であります。</p> <p>第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収支の支出について申し上げます。</p> <p>議案書 192 ページになります。</p> <p>1 款病院事業費用に 81 万 3 千円追加いたしました。1 項医業費用の 3 目経費で高熱水費での電気料を精査したことにより 200 万円減額いたしております。5 目資産減耗費に固定資産除却費 176 万 6 千円追加いたしました。こちらは C T の装置を更新したことによるものでございます。次に 2 項医業外費用の 2 目雑損失にその他雑損失 182 万 3 千円追加いたしました。これにより収益的支出合計を 7 億 3,039 万 6 千円といたしました。</p> <p>以上、病院事業会計補正予算の内容となります。</p> <p>どうぞよろしく願います。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは次願います。</p>
佐々木企画財政課長	<p>議案書 193 ページからになります。</p> <p>議案第 73 号、平成 28 年度美里町下水道事業会計補正予算(第 6 号)に</p>

ついて御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、議会の議決を経なければ流用することができない経費、他会計からの補助金についての補正予算であります。

初めに第3条、予算第3条に定めた収益的収支の収入について申し上げます。議案書201ページになります。

1款公共下水道事業収益で708万円減額いたしました。2項営業外収益の2目国庫補助金で337万6千円、3目他会計補助金で473万円それぞれ減額し、5目雑収益に102万6千円追加いたしました。これにより収益的収入合計を10億1,803万7千円といたしました。

次に収益的収支の支出について申し上げます。203ページになります。

1款公共下水道事業費用として708万円減額いたしました。5目普及促進費で642万8千円減額いたしました。これは下水道接続奨励金交付実績見込額が当初の見込みより少なかったことによる減額が主なものであります。次に6目業務費に114万6千円追加いたしました。これは平成28年度9月会議の一般会計補正予算において滞納整理システムデータ連携業務委託料にかかる補正をお願いしておりますが、その下水道会計の負担額が確定したことにより追加するものであります。

次に2款農業集落排水事業費用で126万7千円減額いたしました。1項営業費用の2目処理場費で183万円減額いたしました。こちらは電気料金の執行見込みにより、当初の見込みより少なくなることから減額するものであります。4目業務費に86万8千円追加いたしました。これは1款1項6目と同様に滞納整理システムデータ連携業務委託料の負担金額が確定したことによる追加であります。これにより、収益的支出合計を10億1,887万8千円といたしました。

次に第4条、予算第4条に定めた資本的収支の収入について申し上げます。205ページになります。

1款公共下水道事業資本的収入で3,823万6千円減額いたしました。1項企業債の1目企業債で4,390万円減額いたしました。2項負担金の1目公共下水道事業受益者負担金に678万6千円追加いたしました。4項補助金の1目国庫補助金で422万4千円減額いたしました。

2款農業集落排水事業資本的収入で158万5千円減額いたしました。2項分担金の1目農業集落排水事業分担金で158万5千円減額いたしました。これにより資本的収入合計を8億2,253万6千円といたしました。

次に資本的収支の支出について申し上げます。議案書207ページになります。

	<p>1 款公共下水道事業資本的支出で 3,928 万 8 千円減額いたしました。1 項建設改良費の 1 目污水管きょ建設改良費で 3,807 万 2 千円減額いたしました。これは国庫補助金内示額が当初見込みより少なかったため、補助対象事業費を減額するものでございます。</p> <p>次に 2 款農業集落排水事業資本的支出で 355 万 9 千円減額いたしました。1 項建設改良費の 2 目処理場建設改良費で 355 万 9 千円減額いたしております。こちらは更新工事請負費の各契約額の確定による減額でございます。これにより資本的支出合計を 9 億 4,782 万 4 千円といたしました。</p> <p>以上の補正に伴い、第 2 条の予算第 2 条に定めた業務の予定量、第 5 条の予算第 6 条に定めた企業債、第 6 条の予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費、第 7 条の予算第 10 条に定めた他会計からの補助金についてあわせて補正することといたしております。</p> <p>以上、公共下水道事業会計の補正予算の内容でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは続いてお願いいいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>それでは議案書 208 ページでございます。</p> <p>議案第 74 号、財産の処分について御説明申し上げます。</p> <p>本町が所有している遠田郡美里町北浦字生地 22 番 7、宅地 1 万 8,691.07 平方メートルの土地を全国農業協同組合連合会宮城県本部に 4,748 万円で売却することとし、平成 29 年 2 月 17 日に同県本部と売買仮契約を締結いたしました。</p> <p>地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>詳細につきましては本会議において防災管財課長から御説明申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは、その次お願いいいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>209 ページでございます。</p> <p>議案第 75 号、権利を放棄することについて御説明申し上げます。</p> <p>平成 27 年 10 月 28 日、東京地方裁判所において破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足することを理由として、株式会社 D I O ジャ</p>

	<p>パンの破産手続を廃止することが決定され、同年 11 月 30 日に登記簿が閉鎖されました。このことにより株式会社 D I O ジャパンに対して返還請求しておりました平成 25 年度及び平成 26 年度の美里町コールセンター人材育成事業委託料にかかる返還金 4,104 万 3,287 円について回収が不能となりました。権利を放棄することについて地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>なお、詳細につきましては本会議において産業振興課長から御説明申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>では、次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>210 ページでございます。</p> <p>議案第 76 号、権利を放棄することについて御説明申し上げます。</p> <p>平成 27 年 7 月 22 日、東京地方裁判所において破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足することを理由として、株式会社みやぎ美里コールセンターの破産手続が廃止され、同年 8 月 21 日に登記簿が閉鎖されました。このことにより株式会社みやぎ美里コールセンターにかかる水道料金の回収が不能となりました。権利を放棄することについて地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>なお、詳細につきましては本会議において水道事業所長から御説明申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>211 ページでございます。</p> <p>議案第 77 号、大崎地域広域行政事務組合規約の変更について御説明申し上げます。</p> <p>大崎地域広域行政事務組合消防本部の新しい庁舎の建設が平成 29 年度に着手され、平成 31 年度から供用を開始されることとなっております。この新庁舎の建設に当たり、建設用地の取得に係る関係市町の負担金の負担区分を定めるため、規約を改正するものであります。</p> <p>詳細につきましては本会議において総務課長から御説明申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p>

	<p>それでは次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>214 ページでございます。</p> <p>議案第 78 号、町道の路線廃止において御説明申し上げます。</p> <p>路線番号 2176 号松ヶ崎 2 号線について経営体育成基盤整備事業に伴い、廃止したいので道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>幅員、延長の詳細につきましては別紙、廃止調書のとおりでございます。以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>216 ページでございます。</p> <p>議案第 79 号、町道の路線認定について御説明申し上げます。</p> <p>町民が利用している法定外道路を町道として認定したいので路線番号 2176 号松ヶ崎 2 号線ほか 6 路線について道路法第 1 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。路線番号 2176 号松ヶ崎 2 号線につきましては経営体育成基盤整備事業に伴い終点を変更して新たに認定するものであります。路線番号 2194 号新田 7 号線から路線番号 3143 号若狭北 1 号線までにつきましては、町民の生活に欠かせない路線を新たに認定するものであります。</p> <p>幅員、延長などの詳細につきましては別紙、認定調書のとおりであります。以上であります。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>あと、議案 80 号からに関しては分科会への付託ということになるかと思えますんで。</p> <p>執行部の皆さんには以上かと思いますが、よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは大変ご苦勞様でした。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
	<p>休憩</p> <p>11 : 20</p> <p>再開</p> <p>11 : 27</p>
大橋委員長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>執行部側からもう 1 件あるそうでございますので、説明をお願いいたし</p>

	ます。
伊勢総務課長	<p>大変申しわけございません。もう1件お願いをいたします。</p> <p>平成28年度美里町議会12月会議において橋本四郎議員からの一般質問に対する答弁の訂正についてお願いを申し上げます。</p> <p>(「訂正ですか」の声)</p> <p>はい。</p> <p>平成28年度美里町議会12月会議、橋本議員の一般質問に対する答弁の中で総務課長伊勢聡が「第2次行政改革大綱をつくり上げていただいた委員」と申し上げましたが、正しくは「第2次行政改革大綱に基づく取組に向けての答申書をつくり上げていただいた委員」でございました。また、再度の質問に対しまして「第2次行政改革大綱をつくり上げる際」と申し上げましたが、正しくは「第2次行政改革大綱に基づく取組に向けての答申書をつくり上げる際」でございました。</p> <p>以上、発言の訂正をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	これはどこでその訂正を行うかということだろうけどね。
伊勢総務課長	一応、本日、町長から議長さん宛に訂正についてのお願いを文書で出す予定でございます。
大橋委員長	それで、この訂正、議長、この辺はどの部分で。
吉田議長	<p>議長の諸般の報告の中でそういう申し入れがあったということで、皆さんに報告して当然、先の議会のことだから、そっちのほうの訂正はきかないと思う。だから3月会議の会議録の中に付記して、このように直すということ。</p> <p>前にもそういう経過を踏んでやったことあるんですね。そういう取扱いになると思います。</p> <p>局長、それでいいのか。</p>
吉田事務局長	ええ、その方法しかできませんので。当該会議にかかると、もう直せませんので。当該会議の期間中とありますから。
大橋委員長	それで、その訂正は町長から。
吉田議長	文書で寄こされて、それをこういうことで寄こされましたということで報告を皆さんにすると。
大橋委員長	そして、その町長の訂正・・・
吉田議長	その訂正の文言については3月会議の会議録の中に付記するというふうにやれば。
吉田事務局長	本日配布させていただきました資料を全議員のほうに報告させていただきました。

大橋委員長	あの、議会において特別町長や総務課長がその訂正を言うわけではないだね。
吉田事務局長	ええ、従来からそういう訂正はききませんので。
大橋委員長	はい、わかりました。
吉田議長	だから、書類のやり取り。
大橋委員長	だけということね、はい。 よろしいですか。 (「はい」の声) 橋本委員。
橋本委員	書類のやり取りって、町長から説明があるんでしょう。
吉田議長	違う。町長から議長に対して、先の何月議会でこういう橋本議員に対しての答弁の中でその文言の間違いがあったということで、それを寄こしてもらおうと。それに対して、それを私が受取って、そしてあとは3月会議の議長の諸般の報告の中で皆さんにそれをお知らせするというやり方。
大橋委員長	橋本委員。
橋本委員	その中身というのは、しゃべってないから会議録に載らないよね。(「え」の声) 会議録、3月の会議録に。
吉田議長	会議録に載るの。会議録に載るんです。
橋本議員	載るんだね、載ればいいんです。いいです。議長がその内容を述べればいいんです。そうすると、字句、会議録の訂正ができないんだから。 いずれにしても12月は終わったから、3月に、ここに訂正したいという、その内容さえ3月の議会に載れば。
吉田議長	そのようにしますから。 12月の会議録は直せませんのでね。 (「結構です」の声)
大橋委員長	そういうことだね。 よろしいですか。 (「はい」の声) それでは御苦労さまでした。
	(11:32 執行部退席)
吉田議長	皆さんにはその文書をお渡ししますから。
大橋委員長	それでは続きまして一般質問の発言順序について、副委員長お願いいたします。
吉田事務局長	では、ただいまより一般質問の発言順序の抽選を行わせていただきたいと思います。 受付順に抽選してまいります。 最初に9番、鈴木宏通議員。

	<p>(「9番」の声)</p> <p>9番です。</p> <p>次に13番、佐野善弘議員。</p> <p>1番です。</p> <p>次に12番、山岸三男議員。</p> <p>2番です。</p> <p>次に14番、前原吉宏議員。</p> <p>8番です。</p> <p>次に8番、我妻薫議員。</p> <p>6番です。</p> <p>次に4番、柳田政喜議員。</p> <p>5番です。</p> <p>11番、吉田二郎議員。</p> <p>3番です。</p> <p>次に2番、福田淑子議員。</p> <p>4番です。</p> <p>最後、10番、橋本四郎議員。</p> <p>7番です。</p> <p>発言順につきまして申し上げます。最初に13番、佐野善弘議員。次に12番、山岸三男議員。次に11番、吉田二郎議員。次に2番、福田淑子議員。次に5番目が4番柳田政喜議員。6番目、8番、我妻薫議員。7番目、10番、橋本四郎議員。8番目が14番、前原吉宏議員。最後9番、鈴木宏通議員です。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>続きまして、会議の期間及び議事日程についてお手元に案が配られております。</p> <p>議長、一般質問は2日でということですね。</p>
吉田議長	<p>ということで、今、順番を決めていただきました。それで初日、施政方針もありますが4人、福田議員までということに。そしてあと3日は残りの4人の方々というふうに協力をいただいて、お願いしたいなというふうに思います。</p>
大橋委員長	<p>この議事日程で何かありますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>議長。</p>
吉田議長	<p>先ほども言いましたけど、皆さんの協力を得ながらこの日程でできれば後半のそれぞれの分科会委員長さん方についてはとくにまとめ等々の関係</p>

	<p>もありますので、よろしいのかなというふうには考えています。</p> <p>3月会議については毎年、小中学校の卒業式ということもあるんで、それらについては午前中、お休みしなければならないということでもありませんけども。</p>
大橋委員長	<p>それでは、この流れについて局長から説明を。</p>
吉田事務局長	<p>冒頭のほうで予定表をちょっと配布させてもらっているんですが、この流れで行きますと本会議、前回の9月会議も6日間だったと思いますが、通常ですと7日間。本会議が7日間という流れできているかと思えます。今回は一応6日間で予定させてもらっています。</p> <p>流れ的には議長のほうからもありましたが、初日に施政方針と一般質問4人までと。あと2日目になります。一般質問を5人。4人、5人という形。3日目の3月6日、こちらは議案57号から補正の議案第73号まで。ま、どこまでできるかという部分もありますが、議事日程としては補正の議案の73号まで入れると。4日目、3月7日になります。補正ですね、もし残れば補正の残ったところからになるかと思えますが、議案の新年度予算86号まで。4日目の3月7日に新年度予算を一括議題とさせていただきまして町長の提案理由説明、課長の詳細説明をできるところまで。それで5日目になります。3月8日、こちらは新年度予算の課長の詳細説明が残ったところから総括質疑と委員会への付託と。</p> <p>あとは最終日、新年度予算の採決のほうから、もし追加議案があれば追加議案、中間報告、議発という流れでちょっと予定してございます。</p> <p>(「休憩していただいていいですか」の声)</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
	<p>休憩</p> <p>11:40</p> <p>再開</p> <p>11:45</p>
大橋委員長	<p>再開いたします。</p> <p>それでは示されております議事日程に従って行っていただきたいと思えます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは続きまして陳情、要請2件がまいっておりますが。農民組合からと保険医協会ですね。</p> <p>いかがいたしましょうか。</p> <p>これらについてもまた総務のほうで・・・。</p>

	<p>2つだな。 (「別々だよ」の声) 御協議いただくということによろしいですか。</p>
福田議員	はい、お願いします。
大橋委員長	議長。
吉田議長	<p>ちょっと今、委員長から所管のほうで協議してみてくださいということなんですが。</p> <p>ちょっと最初の戸別所得補償の関係なんですが、確かに農家サイドからすれば継続してもらえればありがたいというふうになるかとは思いますが、実はこの10アール当たり7,500円につきましては、国の財源で総額700億円ぐらいだったと思うんですけども、その辺、まだ使い道が29年度以降の関係が定まっていないなだね、今の状況でさ。</p> <p>だからこの件についてはちょっと、もっと詳しく制度上の確認をしていかなないとちょっとうまくないんじゃないかなという思いが私にはあるんです。だから、あくまでこれについて5年前からかな、決まっていたというところとあれなんだけども、そこで出た農業予算は別枠での農業予算に向けるというのが基本としての動きでずっときたわけだから。それがどのような姿で出てくるかというのは農協サイドに聞いても、まだやっぱり決まってい、正確には。</p> <p>そういう流れなので、とても3月会議の中でこれを協議するというところにはやっぱり、まだならないんじゃないかと私は思うんです。</p> <p>ですから、このケースは、とりあえず配布してもらって、そしてそれが定まって、やはり我が町としてこういう農政にかかわる予算配分で国に対してやっぱり言うべきだということになれば、6月会議でも仕方がないのではないかなとは思っていますので。</p> <p>まず1番目の件についてはまず、今回は皆さんに配布だけしてもらおうということによろしいかと思えます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか、今、議長が言われたような方向で。 (「同案です」の声) それでは最初の要請書に関しましては配布のみとさせていただきます。 さらにこの陳情書については、やっぱり総務のほうで。 (「要らないよ」の声) そうだな。 なかなかこの辺も、難しいところですね。 それじゃ、陳情書に関しても配布のみでよろしいですか。 (「はい」の声)</p>

	<p>それではそのようにお願いいたします。</p> <p>それから、局長、一応、基本条例の関係も発議で。</p>
吉田事務局長	ええ。議員発議の関係で出てまいりますので。
大橋委員長	<p>議員発議になると思いますが。</p> <p>(「提出者の確認を」の声)</p> <p>提出者ですね。</p> <p>それで、この間の特別委員会の中であと基本条例に関して、特別委員会通過した、認められたところでございますけども。</p> <p>この発議に関する部分については特別委員長でいいんですね。</p>
櫻井委員	議発の提出者。
大橋委員長	うん。
吉田議長	特別委員会で確認しているから。特別委員会の委員長ということで。
大橋委員長	<p>委員長でよろしいよね。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>じゃ、特別委員長よろしくお願いいたします。</p>
櫻井委員	任せて、任せなさい。
大橋委員長	よろしくお願いいたします。
吉田事務局長	通年のときは...
櫻井委員	何ですか。
吉田事務局長	議運の委員長でしたけど。
大橋委員長	<p>うん。</p> <p>ま、でも特別委員会です。</p>
吉田議長	<p>前は議運の委員長が出した。</p> <p>(「特別委員長と副委員長にしてもらえばいい」の声)</p>
大橋委員長	<p>いやいや、でもやっぱり、あのときもあれだったから。</p> <p>特別委員長がいいのではないか。</p>
櫻井委員	通年議会もあなたがしたのではなかったか。
大橋委員長	そうけども。
櫻井委員	何で変えるの。あんたやりなさい。
平吹副議長	通常どおりだよな。
大橋委員長	通常って...
櫻井委員	分科会委員長がやったのさ。通年議会はそうだし。
大橋委員長	<p>分科会委員長でないのさ。議運で。</p> <p>(「議発で出したということ」の声)</p>
吉田議長	はい、倣ってください。
平吹副議長	今までどおりでいいんでないの。

大橋委員長	そうですか。
吉田議長	ここで出すということでしょう。
大橋委員長	<p>そうなるね、議運で出すということになれば。</p> <p>じゃ、議運のメンバーの皆様が…。</p> <p>俺は特別委員長だとは思っただけども。まず、わかりました。</p> <p>じゃ、議運で出すということで、よろしいですか。</p> <p>議運の皆様、よろしく賛同者になっていただきたいと思います。</p> <p>じゃ、そういうことで。</p>
吉田事務局長	<p>そうしますと議発案の配布のタイミングということになるんですが、前に通年のときですと会議の期間中に署名なりやって、あと上程の前日。</p> <p>(「最終日だな」の声) ええ、最終日にはなるんですが。</p>
櫻井委員	いいですよ。
大橋委員長	それでいいんじゃないですか。(「途中で」の声) 途中でいいんじゃないですか。
吉田事務局長	じゃ、そのような流れで。
大橋委員長	その他、お願いします。
吉田事務局長	まず今回、議事日程で議員派遣についてはございません。
大橋委員長	はい。
吉田事務局長	<p>あとA 4で刷っておりますのが、委員派遣報告書。教育民生常任委員会のほうから提出されたということですので、初日に配布予定でございます。</p> <p>あとは特別委員会の中間報告書、こちらも初日に配布を予定してございます。</p> <p>あと今回、各常任委員会の研究テーマに基づきまして所管事務調査を行なってきたかと思いますが、次の会議にまたいで、引き続きということでございましたので、各常任委員会の委員長のほうから調査継続の申し出という部分で、諸般の報告の中にその調査継続の申し出がありましたということで、その辺をちょっと口述で触れさせていただいたほうが次の流れが良く見えるのかなと思っております。</p> <p>もしよろしければそのような形で口述のほうに入れさせていただきます。</p> <p>あと先ほどの答弁訂正ですね。こちらも初日に配布を当然させていただきます。正誤表ですね、先ほど配布させていただきましたが。</p> <p>資料としては以上でございます。</p>
大橋委員長	議案書の訂正が2日目と言ったよね。
吉田事務局長	ええ。こちらも初日に訂正がある旨を話しまして、翌日の2日目の朝に訂正する旨を。

	そういう流れでよろしくお願ひしたいと思ひます。
藤田委員	資料の差し替えね。
吉田事務局長	初日に正誤表だけ最初に配布をさせていただきます。 シール等の訂正作業は2日目の朝ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。
大橋委員長	よろしいですか。 (「はい」の声)
吉田議長	最終日は、そうすると予算が全部終わったら本会議と。 特別委員長の中間報告をやって、そして議発か。
吉田事務局長	ええ。順番といたしまして最終日ですが、新年度の予算、こちらの採決をやらせていただきます。 例年ですと結構、追加議案があがっているんですが、今のところ予定はないそうですが、もし追加議案があればその後に追加議案、次に特別委員会 の中間報告と。それが終わりましたら議発の審議に入っていくと。
吉田議長	それで終わり。
吉田事務局長	ですね、今のところ。 あともし、何か意見書等があれば。
吉田議長	はい、いいです。
大橋委員長	ほかに何かございませんか。 よろしいですか。 (「はい」の声) じゃ・・・
吉田議長	じゃ、閉めてから私からちょっと・・・。
大橋委員長	本日の会議、以上としたいと思ひます。 副委員長お願ひいたします。
藤田委員	それでは朝9時半から始まり長時間にわたりますて、委員会の次第にの っとりまして審議を慎重な上にも慎重にですね、執行部の説明もありまして 審議をさせていただきます。 3月2日の開会まで1週間ありますけども、体調など崩さないように、 一般質問の方はベストで臨んでいただくようお願いしまして、今日の委 員会を終了したいと思ひます。 大変御苦労さまでございました。
	閉会 11:58

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員会
委員長